

平成二十年十二月一日提出
質問第三〇二号

質問主意書の答弁書作成等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

質問主意書の答弁書作成等に関する質問主意書

平成一七年二月七日衆議院予算委員会にて、質問主意書の答弁書作成に関して、官房長官から「これが大変なサービス残業になって、しかも、エリートでない官僚のことで」との発言があった。そこでお尋ねする。

一 質問主意書の答弁書作成は、残業になった場合でも残業代を支払わない、いわゆるサービス残業で作業がなされているのか。

そうだとすれば、残業代を支払うべきと考えるがいかがか。

二 最近の質問主意書の答弁書は、手抜き答弁が目に見えるが、平成一五年時点と比較して、答弁書作成のルールが変わったのか。変わったとすればその内容を詳細にお示し願いたい。

三 平成一五年時点では、多くの答弁書で期限延長がなされ、丁寧に答弁書作成がなされていたが、なぜ、最近は期限を延長した上で丁寧な答弁書作成がなされないのか。

四 野党やマスコミからの資料要求に関しても、サービス残業で作成する場合があるのか否か、お答え願いたい。

五 仮に野党やマスコミの資料要求対応がサービス残業でなされる場合、官僚サイドは資料要求に真面目に応えようという意欲が減退して、国民の知る権利も侵されかねない。残業代をきちんと支払うべきと考えるがいかがか。

国家公務員に残業代を支払わない場合、どのような法令に違反するのか。お示し願いたい。

六 本年九月一二日に導入された、自民党国会対策委員会による、野党やマスコミからの省庁への資料要求を事前審査する、いわゆる事前審査制は現在も続いているのか。続いていないのであれば、現在はどのような扱いになっているのか。

七 官房長官発言の「サービス残業」とはどのような意味か。

八 官房長官発言の「しかも、エリートでない官僚のことだ」とはどのような意味か。エリートでないとは、いわゆるノンキャリアを指すのか。

以上、内閣の見解を問う。

質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするのではなく、質問番号ごとに、必ず分けて、誠実に回答を頂くことを願います。

右質問する。